

一般社団法人宮崎県林業公社 経営健全化方針

この方針は、一般社団法人宮崎県林業公社（以下、「公社」という。）に出資及び無利子貸付金の貸付等による支援を行っている宮崎県並びに延岡市、日向市、西都市、西米良村、木城町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町（以下「社員市町村」という。）が、公社の抜本的改革を含む経営健全化のために平成31年1月31日に策定した一般社団法人宮崎県林業公社経営健全化方針について、現在の公社の経営計画に準じた方針とするために、改訂を行うものである。

1 作成年月日及び作成担当部署

当初 平成31年1月31日

改訂 令和5年11月30日

宮崎県森林経営課森林管理推進室

延岡市林務課 日向市林業水産課 西都市農林課 西米良村農林振興課 木城町産業振興課 門川町農林水産課 諸塚村産業課 椎葉村農林振興課 美郷町農林振興課 高千穂町農林振興課 日之影町農林振興課 五ヶ瀬町農林課

2 林業公社の概要

法人名 一般社団法人宮崎県林業公社
代表者名 河野 俊嗣（宮崎県知事）
所在地 宮崎市旭1丁目2番2号
設立年月日 昭和42年9月5日
総出資額 13,500千円 [当該地方公共団体の出資額(出資割合) 9,200千円(68.1%)]
(内訳)

地方公共団体名	出資額(千円)	出資割合(%)	地方公共団体名	出資額(千円)	出資割合(%)
宮崎県	5,000	37.0	椎葉村	400	3.0
延岡市	850	6.3	美郷町	600	4.4
日向市	450	3.3	高千穂町	300	2.2
西都市	300	2.2	日之影町	200	1.5
西米良村	400	3.0	五ヶ瀬町	200	1.5
木城町	100	0.7	地方公共団体 計	9,200	68.1
門川町	200	1.5	その他団体	4,300	31.9
諸塚村	200	1.5	合計	13,500	100.0

※ その他団体は、西臼杵森林組合、延岡地区森林組合、耳川広域森林組合、児湯広域森林組合の4森林組合及び宮崎県森林組合連合会、宮崎県緑化樹苗農業協同組合

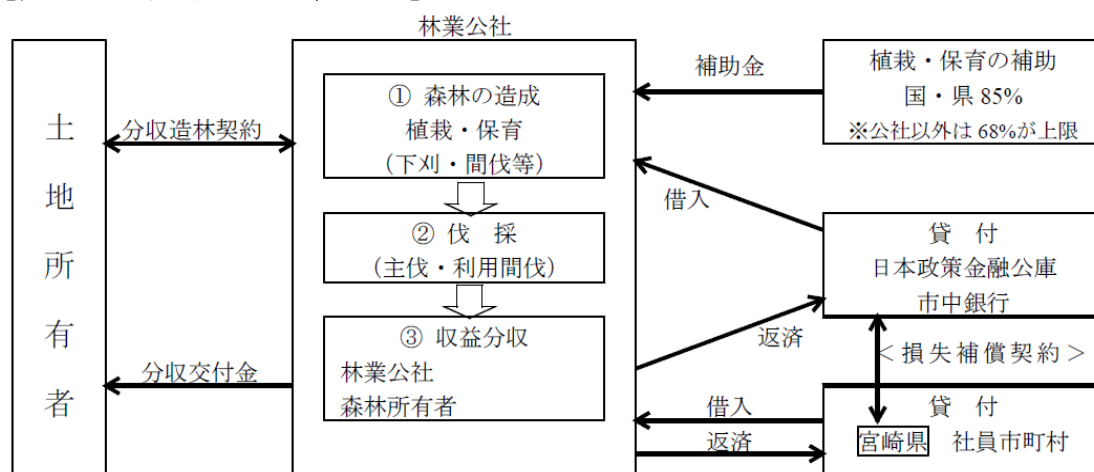
業務内容

- (1) 分収林事業 管理面積 7,865.22ha (令和4年度末時点)
 (内訳)
 拡大造林事業 7,592.26ha
 再造林事業 211.04ha
 分収育林事業 61.92ha

分収林特別措置法に基づいて、公社が造林者及び費用負担者として、土地所有者との間に分収造林(育林)契約を結び、地上権を設定して植栽や保育管理を行い、収穫時に収益を土地所有者と公社で分収している。

平成10年度に分収造林契約が最後(事業終了年度:令和50年度)であり、平成16年度からは本格的に主伐を行っている。

【分収林事業(造林)の仕組み】



※ 分収育林の場合は、造林は行わず保育等を行い、森林からの収益を一定の割合で分け合う。

【分収割合】

区分		公社	：	土地所有者
拡大造林	一般所有	6	：	4
	市町村所有	9	：	1
再造林		7	：	3
分収育林	3 齡級	3.5	：	6.5
	4 齡級	3	：	7
	5 齡級	2.5	：	7.5

(2) 森林施業受託事業

公社は、分収林特別措置法に基づく県内唯一の森林整備法人(昭和60年知事認定)として森林の公益的機能の高度発揮に資するため、森林所有者等からの施業委託を受け、植栽及び保育事業を実施している。

3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

公社は、本県における拡大造林の組織的な推進を主要な目的として設立され、森林の造成等を通じて山村地域の雇用の場の創出や、地域経済の振興に大きく貢献してきた。

分収造林は、植栽から伐採まで長期間を要する林業において、事業運営に必要な経費を主に借入金で調達し、伐採時の収入から借入金を返済することとしており、設立当初の木材価格では保育等に要する経費の回収は十分可能な状況にあった。しかしながら、昭和 55 年以降木材価格が長期にわたって低迷するなど、林業を取り巻く環境の変化により、これまでに社営林の保育等に要してきた費用を伐採収入で賄うことができない状況に陥り、公社においては、組織の縮小や役職員の削減等の取組による経費節減などの自助努力を行ってきたが、依然として木材価格は低迷するなど、厳しい経営状況が続いており、令和 4 年度決算において約 118 億円の債務超過となっている。

【本県木材価格の推移】



監査等では、地方自治法に基づく出資法人に対する監査等により、その経営状況等について実態把握を行い、議会等に対し説明を行うほか、「新宮崎県公社等改革指針」に基づき、その活動や財務の状況等の点検・評価を実施し、その結果を公表している。

さらに、これまでの監査や点検・評価の実施に加え、平成24年度からは毎月「経営改善実行管理会議」を実施し、公社の経営計画の進捗状況や財務状況等を確認し、必要に応じ経営改善に向けた指導を行ってきているところである。

【県による公社に対する支援】

(単位：千円)

区 分	R2	R3	R4
貸付金(無利子)	615,023	565,858	612,899
森林整備補助	36,824	55,493	35,566
分収林整備高度化事業補助	4,066	4,566	4,564
損失補償残高	4,899,106	4,403,666	3,941,585

※ 貸付金の償還期限は40年以内、据置期間は30年以内

※ 森林整備補助は国費を含む

※ 損失補償残高は、(株)日本政策金融公庫や市中銀行からの借入金残高と一致

社員市町村は、市町村有地の公社分収林について、これまで公社対市町村間で6：4であった分収割合を、9：1に変更したほか、令和4年度末現在、4億9,200万円の無利子貸付等による支援を行ってきた。また、定時社員総会のほか、公社より経営状況の説明を受ける機会を設け、意見交換等を行っているところである。

【社員市町村による公社に対する無利子貸付】

(単位：千円)

区 分	単年度貸付額	6箇年計 (H24-H29)	区 分	単年度貸付額	6箇年計 (H24-H29)
延岡市	17,686	106,116	諸塚村	5,325	31,947
日向市	11,475	68,847	椎葉村	6,075	36,449
西都市	9,131	54,788	美郷町	8,805	52,833
西米良村	6,585	39,512	高千穂町	3,393	20,361
木城町	2,237	13,423	日之影町	4,777	28,663
門川町	2,772	16,634	五ヶ瀬町	3,738	22,427
			社員市町村計	82,000	492,000

※ 千円未満を四捨五入しているため、6箇年計及び社員市町村計は、内訳と一致しない。

※ 貸付金の償還期限は12年以内、据置期間は11年以内

※ 社員市町村からの借入れはH29が最終年度であり、R5～R10の6箇年で償還する。

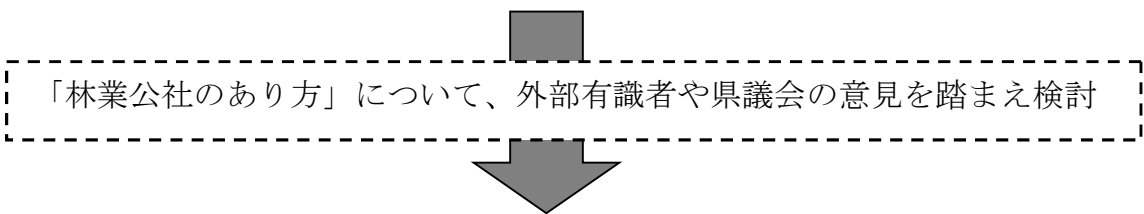
4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

県は、これまでに公社の経営健全化に向け、採算性等から、その存廃も踏まえ検討を行ってきた。

(1) 平成23年度：林業公社のあり方を検討

【 検討の背景 】

- ◆ 木材価格の低迷等により、第3期経営計画（平成20年度～）どおりの事業収入が確保できていない状況にあった。
- ◆ 今後、過去最低であった平成21年度の木材価格で推移した場合、平成24年度には運営資金不足となり、公社経営ができない状況になる見込みであった。



「林業公社のあり方」について、外部有識者や県議会の意見を踏まえ検討

【 県方針 】

平成23年12月15日「公社として存続させることとする」県方針を決定

(平成24年4月1日に一部変更)

林業公社のあり方に関する県方針（抜粋）

森林整備及び林業生産活動において公益性の面で高い役割*1が期待できることや、県財政負担が最も少ない*2ことなどを総合的に判断し、「公社として存続」させることとする。

なお、今後も木材価格の動向や国の制度など社会情勢の変化を的確に把握し、経営状況について常に点検・評価を行うとともに、平成26年度に状況に応じて廃止もしくは県営林化等を含めた見直しを行うこととする。

*1 「公益性の面で高い役割」とは、次のとおりである。

- ① 分収林の適正な管理が継続され森林の公益的機能の維持が図られること
- ② 中山間地域の雇用の確保が図られること
- ③ 高率補助を活用した森林整備の継続や、公社営林を核とした施業の集約化による林業生産性の向上が図られること

*2 「財政負担が最も少ない」とは、公社を廃止し県営林化する場合と公社を存続させた場合とを比較し、公社を存続させる方が将来的に財政負担が少なくなると判断しているものである。

(2) 平成26年度：林業公社のあり方を検討

【 検討の背景 】

- ◆ 平成23年度に策定した県方針において、「平成26年度に、状況に応じて廃止もしくは県営林化等を含めた見直しを行うこととする」としていた。

「林業公社のあり方」について、外部有識者や県議会の意見を踏まえ検討

【 県方針 】

平成26年10月24日「公社として存続させることとする」県方針を決定

宮崎県林業公社の今後のあり方に関する県方針（抜粋）

第3期経営計画（改訂計画）の実施状況を検証した結果、経営改善が概ね順調に進んでいることや、県（県民）の負担が最も少ないこと*、さらには森林整備及び林業生産活動において公益性の面で高い役割が期待できることなどを総合的に判断し、「公社として存続」させることとする。

なお、県は今後も木材価格の動向や国の制度など社会情勢の変化を的確に把握し、公社の経営状況について常に点検・評価を行うとともに、公社に対して、下記のとおり経営改善を求めることとする。

(1) 不断の経営努力

公社は、今後とも「林業公社の収支不足を解消するための改善計画」に基づき、次に掲げる公社自身の経営努力や利息の軽減に取り組むとともに、県内唯一の森林整備法人として果たしてきた役割を今後も発揮しつつ、引き続き経営改善に向けて努力すること。

- ① 列状間伐の実施
- ② 帯状複層林施業の実施
- ③ 帯状複層林施業の実施に伴う分収割合の見直し
- ④ 間伐材の直納方式による販売
- ⑤ 分収交付金算定基礎の見直し
- ⑥ 計画に沿った収入の確保

(2) 経営改善に向けた新たな取組

木質バイオマスをはじめとする木材の需要増等を踏まえ、上記の経営改善策に加えて、次に掲げる新たな取組に努めること。

- ① 木質バイオマスの需要増に対応した有利販売の実施
- ② 大規模な売払地の搬出期間の延長
- ③ 社営林に隣接する民有林の同時販売のあっせん
- ④ 公有林の資源調査及び評定の受託

* 「県（県民）の負担が最も少ないこと」とは、下表のとおり公社を存続させた場合と、公社を廃止させた場合（破産、契約解除、県営林化（損失補償、免責的債務引受））とを比較した結果によるものである。

【平成24年度以降の連結収支（平成24年度～平成80年度）】

（単位：億円）

区 分	公社存続	公社廃止				備 考
		破 産 (損失補償)	契約の解除 (損失補償)	県営林化		
				(損失補償)	(免責的債務引受)	
事業収支	収入					
	売上収入	359	0	58	359	359
	補助金	39	0	0	23	23
	借入金	257	0	0	0	借換財源も含む。
	計 (A)	655	0	58	382	382
	支出					
	事業費	66	0	0	66	66
	管理費等	28	0	0	24	24
	分収交付金	79	0	0	79	79
	借入金返済	596	0	0	0	0
利息	13	0	0	0	0	
計 (B)	782	0	0	169	169	
収支 (C) <A-B>	△ 127	0	58	213	213	
県の収支	歳入					
	分配金	0	6	0	0	0
	償還金	431	0	0	0	0 公社貸付金（約定分）
	特別交付税	97	0	0	0	0
	計 (D)	528	6	0	0	0
	歳出					
	管理費	5	0	0	0	0 県職員現職派遣分
	貸付金	208	0	0	0	0
	補助金	16	0	0	0	0
	損失補償	0	119	119	119	0 損失確定までの利息を含む。
遅延損害金	0	14	14	14	0	
免責的債務引受	0	0	0	0	133 利息を含む。	
消費税	0	0	0	8	8 代物弁済に係る消費税	
計 (E)	229	133	133	141	141	
収支 (F) <D-E>	299	△ 127	△ 133	△ 141	△ 141	
合計 (G) <C+F>	172	△ 127	△ 75	72	72	

<公社を廃止した場合に係る各区分の内容>

破産…分収林事業を直ちに廃止。県が損失補償契約に基づき公社の抱えている債務を一括返済する必要がある。

契約解除…分収林のうち資産価値のあるものを売却した後に分収林事業を廃止（一時収入あり）。県が損失補償契約に基づき公社の抱えている債務を一括返済する必要がある。

県営林化（損失補償）…分収林事業を県が公社から引き継いで実施。県が損失補償契約に基づき公社の抱えている債務を一括返済する必要がある。

県営林化（免責的債務引受）…分収林事業を県が公社から引き継いで実施。県は公社から債務もそのまま引き受ける。（分収林事業の継続により売却収入が見込まれる。）

公社を存続する場合、引き続き県費による無利子貸付を行う必要があるものの、無利子貸付を行うことにより特別交付税収入が得られることや、より高い補助率で森林整備に係る補助金の交付が見込まれることなどから、公社を廃止する場合の中で一番有利であると想定される県営林化の場合と比較しても、将来的に県（県民）の財政負担が少なくなると判断している。

(3) 平成29年度：林業公社第4期経営計画の検討

【 検討の背景及び進め方 】

- ◆ 平成23年度に策定した「林業公社第3期経営計画（改訂計画）」が、平成29年度で終期を迎えたため、平成30年度を始期とする10年間の「第4期経営計画」を策定することとした。
- ◆ 計画の策定にあたっては、県及び一部社員市町村（延岡市、日之影町）等で構成された林業公社経営計画策定委員会を設立し検討するとともに、他の社員市町村等及び県議会の意見を聞きながら策定した。

平成30年3月26日「一般社団法人宮崎県林業公社第4期経営計画」を策定

一般社団法人宮崎県林業公社第4期経営計画（抜粋）

① 基本的事項

ア 伐採

〔主伐〕

平成80年度を終期とした伐採量の平準化に努め、木材価格や需給動向等を勘案し、計画的かつ効率的な立木販売を行う。

〔間伐〕

適時、適切な利用間伐を実施するとともに、有利な補助事業を導入するなど、最大限の間伐収入が得られるよう努める。

イ 保育

原則として公社の育林体系に基づき、保育間伐事業等を適期に実施する。

ウ 路網の整備

主伐時のコスト削減を見据え、間伐作業路等を積極的に開設する。

エ 施業受託事業

公益的機能の高い森林を対象に、市町村からのあっせんにより所有者から委託を受けて行う植栽未済地造林、保育事業等について積極的に取り組む。

② 今後の経営改善に向けた取組

ア 林業公社自身の経営努力

(ア) 列状間伐の実施

(イ) 主伐時のコスト削減を見据えた間伐作業路開設

(ウ) 主伐公売の有利販売を見据えた主伐作業路開設

(エ) 間伐材の直納方式による安定供給体制整備

(オ) 分収交付金算定基礎の見直し

(カ) 高収益地の戦略的な伐採による収入確保

イ 利息の軽減

○ 繰上償還等の実施

ウ 今後の取組

国により新たに創設される森林環境譲与税（仮称）の受け皿として、県、市町村及び森林組合と連携し、森林吸収源対策における公社としての役割等を積極的に検討する。

省力化やコスト縮減に繋がる技術や手法等を調査・研究する。

(4) 令和4年度：林業公社第4期経営計画（改訂計画）の検討

【 検討の背景、進め方及び方針 】

- ◆ 平成29年度に策定した「林業公社第4期経営計画」が後期を迎えるにあたり、令和5年度を始期とする5年間の「第4期経営計画（改訂計画）」を策定することとした。
- ◆ 計画の策定にあたっては、県及び一部社員市町村（延岡市、日之影町）等で構成された林業公社経営計画検討委員会を設立し検討するとともに、他の社員市町村等及び県議会の意見を聞きながら策定した。
- ◆ 令和5年3月24日「一般社団法人宮崎県林業公社第4期経営計画(改訂計画)」を策定し、これまでの取組に加えて、公社営林の主伐跡地を対象に、再造林、保育事業等の施業受託を拡大することとした。

5 経営健全化に向けた取組状況（平成31年度～令和4年度）

県及び社員市町村は、「経営改善実行管理会議」等の場において、平成26年度に県が定めた「宮崎県林業公社の今後のあり方に関する県方針」において求めている「不断の経営努力」と「経営改善に向けた新たな取組」及び「宮崎県林業公社第4期経営計画」の着実な実行に向けて指導等を行ってきた。

その結果、公社営林に隣接する民有林の同時販売のあっせんや木質バイオマスの需要増に対応した販売などの取組のほか、「林業公社第4期経営計画」に基づき、積極的な主伐や列状間伐などに取り組むことで、借入金の着実な償還を行うとともに単年度収支の黒字化を図ることで、計画を上回る年度末資金残高を確保した。（令和4年度末：351,277千円）

ただし、現状の木材価格下での伐採収入等では、これまで保育等にかけてきた費用を賄うことができないという現状は変わっておらず、令和4年度末時点における債務超過額は約118億円となっており、依然として厳しい経営状況が続いている。

6 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

平成30年度の経営健全化方針策定以降、県及び社員市町村は「経営改善実行管理会議」等の場において経営改善の実行状況等について確認するとともに、必要な指導等を行ってきたところである。現在においても、厳しい経営状況にあることに変わりはないものの、「第4期経営計画」における経営改善が概ね順調に進んでいることなどから、引き続き、平成26年度に県が定めた「宮崎県林業公社の今後のあり方に関する県方針」において求めている「不断の経営努力」と「経営改善に向けた新たな取組」及び令和4年度に公社が定めた「宮崎県林業公社第4期経営計画（改訂計画）」において掲げている列状間伐や有利子負債の繰上償還等によるコスト削減や、作業道の開設による社営林の付加価値向上、公社営林跡地等における再造林推進などの経営改善策に積極的に取り組み、現在の条件下で最大の収益を確保するよう求めることとする。また、県や社員市町村としても、引き続き「経営改善実行管理会議」等の場において、その実行状況等について確認するとともに、必要に応じて指導等を行うこととする。

なお、令和4年度末の債務超過額が約118億円と非常に大きく、社営林の簿価である森林勘定と、現状の木材価格下における販売価格に大きな乖離があるため、伐採収入でこれまで保育等にかけてきた費用を賄うことができないという現状において、今後数年のうちに財政的なリスク（債務超過）の解消は困難であるので、公社の第4期経営計画（改訂計画）の計画期間中においては、これまでに公社が県及び社員市町村等より借入れを行ってきた資金の償還の着実な履行と、当計画で目標としている年度末資金残高の確保を求め、可能な限り債務超過額の拡大を抑制することとする。

【第4期経営計画（改訂計画）における収支計画（後期）】

（単位：千円）

区分		年度	後 期 計 画					計
			R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	
収 入	伐採収入		501,831	501,831	501,831	501,831	501,831	2,509,155
	補助金等収入		404,423	430,507	456,593	482,678	508,763	2,282,964
	借入金収入		869,580	838,584	872,787	959,263	1,051,062	4,591,276
	うち県		687,580	727,584	767,787	865,263	980,062	4,028,276
	収入合計		1,775,834	1,770,922	1,831,211	1,943,772	2,061,656	9,383,395
支 出	直接事業費		413,926	438,236	462,547	486,858	511,168	2,312,735
	一般管理費等		200,814	200,940	201,047	201,143	201,221	1,005,165
	元利償還金		1,161,094	1,131,746	1,167,617	1,255,771	1,349,267	6,065,495
	支出合計		1,775,834	1,770,922	1,831,211	1,943,772	2,061,656	9,383,395

7 林業公社の財務状況(参考)

貸借対照表より

項 目	金額(千円)		
	R 2年度	R 3年度	R 4年度
資産総額	27,270,756	26,314,328	25,497,219
流動資産	393,444	434,963	409,276
固定資産	26,877,311	25,879,364	25,087,943
(うち森林勘定)	26,874,464	25,876,278	25,084,450
負債総額	37,846,188	37,617,084	37,340,460
(うち借入金)	33,665,274	33,392,318	33,166,119
(うち宮崎県)	28,274,169	28,496,652	28,732,534
(うち延岡市)	106,116	106,116	106,116
(うち日向市)	68,847	68,847	68,847
(うち西都市)	54,788	54,788	54,788
(うち西米良村)	39,512	39,512	39,512
(うち木城町)	13,423	13,423	13,423
(うち門川町)	16,634	16,634	16,634
(うち諸塚村)	31,947	31,947	31,947
(うち椎葉村)	36,449	36,449	36,449
(うち美郷町)	52,833	52,833	52,833
(うち高千穂町)	20,361	20,361	20,361
(うち日之影町)	28,663	28,663	28,663
(うち五ヶ瀬町)	22,427	22,427	22,427
正味財産	-10,575,433	-11,302,756	-11,843,241

※ 森林勘定…造林にかかった経費の累計額であり、保育に要した費用から補助金等を差し引いた額。社営林の簿価。
伐採収入が得られた時点で売上原価に振り替えられる。

正味財産増減計算書より

項 目	金額(千円)		
	R 2年度	R 3年度	R 4年度
経常収益	491,618	794,952	741,334
経常費用	1,208,930	766,538	692,413
当期経常増減額	-717,312	28,414	48,921
経常外収益	0	209	737
経常外費用	33,891	755,947	590,143
(うち森林勘定減損損失)	33,891	755,947	589,535
当期経常外増減額	-33,891	-755,738	-589,406
当期正味財産増減額	-751,203	-727,324	-540,485